

KITAS / IMTA の取得について

以前より就労許可取得については日々条件が厳しくなっている旨をお伝えしておりますが、今月は就労許可を取得すべき対象者と最新の情報についてお知らせいたします。

まずはタイトルとなっている KITAS / IMTA についてのおさらいですが、KITAS は暫定居住許可とであり「インドネシアで生活するために取得する許可」、IMTA は就労許可であり「働くために取得する許可」となります。その為、現地で仕事（就業）をするためには KITAS と IMTA を取得しなければならず、他の査証で仕事をする事は資格外活動となり違法行為にあたります。

就労許可取得までの時間が待てず、到着ビザで仕事を行うことはもちろんですが、作業着を着ていないから大丈夫、1日2日程度なので大丈夫であろうという甘い認識は今後注意が必要です。インドネシアでは外国人就労に関して、1. 大統領令 2. 関係省庁大臣による規則 3. 会社法で定められておりますが、それぞれの法令・規定に対し整合性がなかったり、担当官によって「外国人就労者」の定義が曖昧という実態があり、指摘事項に対し一環貫性がないのが現状です。資格外活動と疑われないためにも正規の手続き取得をお勧めいたします。

では KITAS / IMTA を取得すべき人物となると、上記にあるように仕事をする人、すなわちインドネシアで駐在し実際に業務に従事する人物と思われませんが、本来は現地法人の登録に記載されている全ての外国人について取得の義務が発生いたします。つまり、実際に駐在する日本人はもちろん、会社定款に記載されている外国人もその対象に含まれます。インドネシアでは日本とは違い「常勤 / 非常勤」の区別が無く会社定款に記載されている全ての外国人（取締役・コミサリス）は「インドネシアで報酬を得ている労働者」という考えが前提にあります。

なぜ、今回のレポートでこの問題を取り上げるのは、最近、地方労働局や管轄出入国管理局が、ジャカルタ近郊の日系工業団地、ローカル工業団地を中心に入居している企業に対し、外国人就労者の所有している査証についての取締りを頻繁に行っているとの情報が多く届いており、注意喚起という意味で行っています。その取締り内容というのは大きく分けて2つあります。

1. 事前予告がある地方労働局からの取締り
2. 事前予告がない管轄出入国管理局からの取締り

1の場合、企業側は RPTKA / TA01 / TELEX / IMTA / KITAS の各複写と警察や役所が発行した許認可を完備しておけば大きな問題に発展しにくいようです。しかしながら2の場合、突然の訪問となるため、求められる書類について用意や掲示が出来ない場合や、実際に働いている外国人が所持している査証を個別に確認され、実際の活動内容との照合により「問題あり」と判断された場合は相当額の罰金を要求されることもあるそうです。また事務所や工場内の写真撮影も行われ、後日写真に写っている人物について出頭要請があった等の事例も聞いております。この取締りはジャカルタ市内のオフィスにも広がっている傾向があり、製造業以外にも及んでいます。

以前は非常勤については KITAS / IMTA を所持していなくとも取締りが頻繁にはなかったため、取得についても曖昧に処理されてきたと言う事実があります。しかしながら管轄している役所が動いている以上、「非常勤だから不要」と言った言い訳は通じませんので、何かしらの対策が必要になるかと思われます。この問題を回避するには、今後進出する企業であればしっかりと計画を立てたうえで役員構成を考え、KITAS / IMTA を取得する、既に進出している企業であれば非常勤取締役やコミサリスの全員が KITAS / IMTA を取得するか、もしくは役員構成を変更するという対策を検討されることをお勧めいたします。

以上

<これまでの岡山県インドネシアビジネスサポートデスクレポートは[こちら](#)から>

★岡山県インドネシアビジネスサポートデスク (P.T. J.C内) 概要★

所在地：WISMA NUSANTARA BUILDING 24th Floor

Jl. M. H Thamrin Kav 59 Jakarta Pusat Indonesia 10350

デスク担当者：PT.JC 武井 和宏 (たけい かずひろ)

対象エリア：インドネシア全域

※「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のインドネシアでの事業展開を支援しています(岡山県から[公益社団法人 日本インドネシア経済協力事業協会](#)に業務を委託)。ご利用に当たっては、「[岡山県インドネシアビジネスサポートデスク](#)」[利用の手引き](#)をご覧ください。のうえ、[岡山県産業企画課マーケティング推進室](#) (電話 086-226-7365) までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のインドネシアでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応しておりません。